

都内医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局長  
内藤 淳  
(公印省略)

児童虐待の防止に向けた児童等に関する情報又は資料の提供について（依頼）

平素より、東京都の児童福祉行政に御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

東京都では、本年3月に目黒区で発生した5歳の女児の虐待死事件を受け、東京都子供・子育て会議児童虐待防止対策部会を設置し、全庁横断的な体制で児童虐待防止の取組を強化しているところです。

同時に、児童虐待を防止するためには、公的機関だけではなく、民間の機関や事業者、団体など、地域の多くの皆様の協力が不可欠です。

特に、児童虐待を発見した場合には速やかに児童相談所等に通告を行うとともに、未然防止や早期発見の観点から、「虐待かどうかわからないが心配な子供がいる」というレベルの相談や情報提供であっても躊躇することなく行うことが重要です。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを区市町村や児童相談所等に通告しなければならないとされています（同法第6条）。

また、同法第13条の4では、「地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」は、児童相談所長や区市町村から、児童虐待に係る児童又は保護者、その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるとしています。

各団体におかれましては、これらの法の趣旨を踏まえ、虐待に関する通告及び児童相談所や区市町村の調査に対し、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 児童虐待の早期発見に向けた通告

添付の「虐待に気づくためのチェックリスト」記載の項目に該当する児童や家庭に気づいた場合は、速やかに添付の「児童虐待通告の手順」に沿って裏面記載の通告先に連絡いただくよう、従事者の皆様への周知をお願いいたします。

### 2 児童相談所等の調査への協力

「児童虐待の防止等に関する法律」第13条の4により、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師その他児童の医療に関連する職務に従事する者は、児童相談所や区市町村から児童虐待に係る資料又は情報の提供を求められた場合、原則として、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、資料又は情報を提供することが可能となっています。つきましては、各団体におかれましては、児童相談所等の調査に御協力いただきますようお願いいたします。

**【添付資料】**

- 別添1 虐待に気づくためのチェックリスト
- 別添2 児童虐待通告の手順
- 別添3 通告先一覧
- 別添4 関係法令について
- 別添5 地域の関係機関のみなさまのための児童虐待防止リーフレット

**【問合せ先】**

- 東京都子供・子育て会議児童虐待防止対策部会及び本通知全般に関すること—  
福祉保健局少子社会対策部家庭支援課子育て事業担当 原田・三角  
電話：03-5320-4371（直通）
  
- 添付資料及び児童相談所に関すること—  
福祉保健局少子社会対策部家庭支援課児童相談所運営担当 横森・瀬瀬  
電話：03-5320-4127（直通）